

## 気象状況等による授業の取扱いについて

(2018年1月17日 教授会・研究科委員会了承)

(最終改正：2024年1月31日教務委員会

・2024年2月2日大学院教務委員会)

会津大学における、気象状況等に伴う授業の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 会津若松市内に気象庁から「特別警報」、「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合、もしくは会津大学を含む地域の居住者に対して会津若松市から警戒レベル4（避難指示）以上（以下、「指示等」）が発令された場合、
  - (1) 午前6時30分までに警報もしくは指示等が解除されない場合は、午前中の授業を休講とする。
  - (2) 午前11時までに警報もしくは指示等が解除されない場合は、午後の授業を休講とする。
  - (3) 授業の開始後、警報もしくは指示等が発令された場合は、学生部長の判断により対応を決定する。
2. 上記のほか、学生の安全確保のために必要と判断した場合は、状況に応じて学生部長の判断により対応を決定する。
3. 休講が決定した場合は、大学ホームページ及び学務システムのフォーラムにより周知する。
4. 気象警報等や交通機関の運行状況は各自テレビ・ラジオ・インターネット等で確認するものとする。
5. 休講措置を講じた場合は、原則として予備日に補講を実施するものとする。ただし、授業担当教員の判断により、別の日に補講を実施する等の措置を講じることができる。

(注) 1.以外の警報（大雨警報、洪水警報、大雪警報）が発令されても休講とはならない。